

ご家庭で使用する際に、気を付けていただきたいこと

学校で配られた端末は、学習に関係ない目的では使用できません。家庭学習で使う場合も、学校で使用する時とルールは変わりません。情報モラルは、学校でも学びますが、端末を、いつどのように使うか、ご家庭でもお話しください。

＜お子様が端末を扱う際のルールの例＞

- ◆使用時間を守る
- ◆ID・パスワードは他人に教えない
- ◆不適切なサイトにアクセスしない
- ◆許可なく写真を撮ったり、録音・録画したりしない
- ◆他人を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることを書かない
- ◆目を、画面から30cm以上、離して使う
- ◆30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、遠くを見るなど

《参考》文部科学省 端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットより詳しくは、右のQRコードをスマートフォンで読み取ってください。



端末を適切に使用する態度は、継続的に身に付けていくことが求められます。小学校低学年においては、端末に使用時間制限を設定するなど、段階的に身に付けていくことも考えられます。ご家庭の状況に応じて、学校へ相談してください。

充電について

自宅に持ち帰る場合は、学校で充電した状態で持ち帰りますので、家庭で充電しなくても家庭学習での使用は可能と考えています。しかし、翌日学校で使用する際に充電切れになる場合も想定されます。持ち帰りの際は、必要に応じて、充電器も家庭に持ち帰ることがあります。目安として、バッテリー残量が半分以上を切りましたら、充電していただけますようご協力をお願いします。

家庭のインターネット環境に接続します

ご家庭で1人1台端末を用いた学習を行う際は、端末を家庭のWi-Fi等でインターネットに接続する必要があります。インターネット環境のないご家庭は、担任までご相談ください。

モバイルルータの貸与について

1人1台端末の持ち帰りにあたり、お子様が使用できるインターネット環境がないご家庭には、モバイルルータを貸与します。

1 貸与について

- (1) モバイルルータの貸与を希望される方は、担任までお知らせください。
- (2) 申請書をお渡ししますので、必要事項をご記入のうえ、担任へ提出してください。
- (3) 貸与の準備が整い次第、モバイルルータを貸与します。
- (4) 通信費は、ご家庭での負担になります。
- (5) 兄弟姉妹がいる場合でも、お子様1人に対して1台のモバイルルータを貸与します。
- (6) 原則として、貸与期間は、翌年度6月末日までとなります。（卒業時、転出時には、その都度モバイルルータは返却となります）

2 インターネット環境のない就学援助申請世帯または生活保護受給家庭について

就学援助を申請中の世帯（認定世帯を含む）または生活保護受給家庭については、月5GBまで利用可能な通信機能付き（SIM付き）モバイルルータを貸与します（教育委員会がお子様に貸与する1人1台端末でしか通信できません）。その場合も、申請書をお渡ししますので、担任までお知らせください。（就学援助の認定を受けられる見込みで申請したが認定されないときは、SIM付付きモバイルルータの貸与対象ではなくなります。）

令和6年度

船橋市GIGAスクール構想

1人1台端末を貸与します

小学校と特別支援学校には「iPad第8世代」を、中学校には「NEC Chromebook Y2」を貸与します。

(小学校及び特別支援学校)



iPad 8th Gen

(中学校)



NEC Chromebook Y2

1人1台端末の運用について

通常使用による破損の場合、公費で修理（メーカー保証及び保守の対象）になります。何か困ったことがありましたら、すぐ学校にお知らせください。

個人アカウントをお子さん一人一人に配付します。学習以外の目的に利用したり、IDとパスワードを他人に教えたりしないようにしてください。

お子さんの端末が不正にアクセスされたり、不要なソフトウェアがダウンロードされないように、設定しています。

安全にインターネットを利用できるように、フィルタリングを設定しています。ただし、制限を厳しくしてしまうと学習に使えなくなってしまうため、不適切なサイトやSNS等で制限がかからないものがある場合は学校までご相談ください。

卒業や転校するまでは、同じ端末を使います。卒業や転校する際は、端末や電源コード等を元の状態にして学校へ返却することになります。

端末の活用を通じて蓄積したデータは、児童生徒の在学中、一人一人の学習状況を把握して、学習支援に生かされます。

1人1台端末（小学校・特別支援学校iPad、中学校Chromebook）は、学校内において活用することを基本としていますが、ICT端末等を活用して家庭学習の質を充実させる観点や、臨時休業等の非常時における学びの継続を円滑に行う観点から有効です。そのため、令和4年6月から、各学校ごと、状況に応じて家庭に持ち帰り、学習等に活用しております。